

大田原テニス協会規約

第1条 名称および組織

- 1項 本協会は大田原テニス協会とする。
- 2項 本協会は大田原市および近隣地区のテニス団体をもって組織する。

第2条 目的および事業

- 1項 本協会は大田原地区のテニスの普及と加盟団体相互の親睦を図るとともに栃木県テニス協会の発展に寄与することを目的とする。
- 2項 本協会は前項の目的達成のため次の事業を行う。
 - ・ 大田原地区におけるテニスの指導講習会
 - ・ 大田原地区を対象としたテニス大会の開催、運営
 - ・ 栃木県、各地区協会の行う各種行事への参加および協力
 - ・ その他本協会の目的達成に必要な事項

第3条 役員および任務

- 1項 本協会に次の役員をおく。
会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、事務局 若干名、会計 2名
監事 2名、理事 各加盟団体数名、顧問 若干名、講習会担当(代表) 1名
ウィークレディース(担当) 若干名、HP担当 1名、市体協テニス専門部長 1名
- 2項 会長は総会において推挙する。
会長は本協会を代表し、会務を統理する。
- 3項 副会長は総会において選出し、会長これを委嘱する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 4項 事務局長は総会において選出し、会長これを委嘱する。
事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- 5項 事務局は総会において選出し、会長これを委嘱する。
事務局は、事務局長を補佐し、会務を執行する。
- 6項 理事は本加盟団体の代表者をもってなし、各行事の運営にあたる。
- 7項 会計、監事は役員会において選出し、会長これを委嘱する。
会計は本協会の経理部門全般を担当し、監事は本協会の財務を監査する。
- 8項 講習会担当(代表)、ウィークレディース(代表)、HP担当、
市体協テニス専門部長は役員会において選出し会長がこれを委任する。
講習会担当(代表)は講習会の運営を担当し、ウィークレディース(代表)は
ウィークレディース行事の運営を担当し、HP担当は本協会ホームページの運営を
担当し、市体協テニス専門部長は大田原市体協テニス専門部の行事運営を担当する。

第4条 役員の任期

- 1項 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 2項 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 入会および退会

- 1項 入会および退会するものは、事務局に申し出る。
- 2項 会員は定められた会費を納入して、会員の資格を得る。
- 3項 会員が次の事項に該当する場合は総会の決議により除名することができる。
 - ・ 満1年以上負担金の支払いを怠った時
 - ・ 本会の事業を妨げた時
 - ・ 本規約に違反した時

第6条 会議

- 1項 会議は総会、役員会とし、総会は定時総会および臨時総会に分ける。
- 2項 定時総会は毎年3月に行い、本協会の活動報告、活動計画、決算、予算、役員を選出その他重要事項を審議する。
- 3項 総会の招集は会長の命により、事務局長が行い、会長、副会長、事務局長、事務局、理事、会計、監事、講習会担当(代表)、ウィークディレディース(代表)、HP担当、市体協テニス専門部長をもって組織する。
- 4項 会議は役員および理事の2/3の出席者(委任状をもって票決とする)をもって成立とする。
- 5項 総会の決議決定は過半数をもって決定する。
- 6項 会長が必要と認めた時は、役員会ならびに臨時総会を招集することができる。

第7条 会計

- 1項 本協会は会費およびその他の収入により運営する。
- 2項 会計年度は毎年3月1日～翌年2月28日までとする。
- 3項 決算は会計年度終了後監事の監査を経たうえ総会に報告、承認を得なければならない。

第8条 付記

- 1項 本規約の変更は総会において出席者の2/3以上の同意を得なければならない。
- 2項 本規約の施行に関する必要な事項の細則は総会の決議を経て会長が別にこれを定める。
- 3項 本規約は平成7年4月1日より施行する。
 - ・ 平成9年3月15日 第1回改正
 - ・ 平成15年3月15日 第2回改正 副会長 3名 → 若干名
 - ・ 平成22年3月20日 第3回改正
役員追記(講習会担当(代表)、ウィークディレディース(代表)、HP担当、市体協テニス専門部長)
 - ・ 平成31年3月23日 第4回改正
総会追記(講習会担当(代表)、ウィークディレディース(代表)、HP担当、市体協テニス専門部長)

以上